

2021年9月9日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
養護教職員部長 荒木 美紀

労働条件改善要求書

幼児・児童・生徒の健康を保障し、養護教職員の労働条件改善を進めるために、すみやかに下記事項の措置を講じられますように強く要求します。

記

1. 養護教諭の複数配置について

養護教諭の複数配置拡大を市独自の予算で行うこと。

心身の健康への適切な対応を行うための加配についての趣旨を改めて確認し適切に配置すること。

2. 宿泊を伴う学校行事に関する労働について

泊を伴う行事の引率については養護教職員の健康を破壊する要因になっている。労働条件の悪化につながらないよう条件整備を行うこと。

引率後の勤務の割振りは勤務実態に見合った取り方ができるように周知徹底すること。夜間勤務手当についても周知徹底すること。

養護教諭の引率が困難な場合や医療的な配慮やケアが必要な児童が参加する場合で学校から看護師の引率を求める場合は直ちに手配すること。

3. 定期健康診断に関する労働について

医師の行う検診に介助者を派遣すること。

検診に使用した器具の業者委託消毒もしくは検診介助者等での労働過重の解消措置をすること。

定期健康診断である心臓2次検診の土曜日実施についての勤務を命じないこと。

4. 就学時健康診断に関する労働について

就学時健康診断の実施にあたっては、大阪市教育委員会の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。

5. 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する業務について

スポーツ振興センターにかかわる事務については、給付金の取扱等、養護教職員に労働負担が一方的にかかっている現状をふまえ、請求時の手続きのみとし、給付金支給に関しては学校側に関わせないこと。

6．学校医療券に関する業務について

医療費援助事務についても、養護教職員に一方的に労働負担がかかっている。医療機関・保護者・大阪市教育委員会、この三者との調整・書類の作成で、養護教職員の本来の業務に支障が生じ、長時間勤務をせざるを得ない。学校医療券は行政の業務であることを明確にし、学校を介さず発行できるものとする。

7．保健室の施設設備等に関する労働条件について

保健室が保健室施設設備の標準仕様に満たない場合は改善すること。

8．養護教職員の健康保障について

引き続き、妊娠が判明した養護教職員の負担軽減措置をなくさないこと。および速やかに軽減措置を行うこと。また、育時短時間勤務の養護教諭への養護助教諭配置をなくさないこと。

資料請求

宿泊行事時に看護師が同行した件数とその派遣内訳（インクルーシブ巡回看護師、民間等）
宿泊行事時の夜間勤務手当を申請した校種別学校数